

### 第3章 まとめ～令和の地方分権改革に向けて～

#### 1 これまでの検討のまとめと今後の取組方向

第1章では、平成の地方分権改革についての整理を行った。わが国の地方分権改革は、行政改革の流れから進んできたが、第1次地方分権改革では機関委任事務の廃止などにより、地方の自由度は増した。その後の三位一体改革では、補助金改革と税源移譲による地方分権と地方交付税の削減による財政再建が一体的に進められたが、財政再建の論理が先行した。第2次地方分権改革以降は義務付け・枠付けの見直しや個別の事務の規制改革は粘り強く続けられているが、税財政面での分権改革はほとんど進まず、逆に法制度や補助金等を通じて集権化が進んでいるのが現状である。

第2章では、とくに大阪・関西が人口減少社会においても自立的に社会・経済を維持、発展させていくため、人、活力、くらし・まちづくりの3つの観点で検討を行った。大阪・関西はさまざまな課題を抱えながらも、歴史・文化・自然・産業・アカデミア・多様な人材など世界でも恵まれた地域資源を有している。しかし、全国一律・中央集権化の中で地域のポテンシャルを十分に生かしていない。全国に先駆けた先進的な政策を数多く生み出してきた大阪・関西が先頭に立って、地方分権に向けた取り組みを強めていく必要がある。

これまでの有識者等へのヒアリングや勉強会での議論を踏まえた令和の地方分権改革におけるポイントは以下のとおりである。

#### (1) 大阪・関西からの実践・自主性の発揮

・関西広域連合の活動をはじめ、全国に先駆けた地方分権の取組や、環境保全、新産業創出、文化振興、就職困難者支援など様々な分野で、国をリードする施策を生み出してきた大阪・関西がさらにイノベーティブな取組を起こしていくことが地方主導の政策形成につながる。大阪・関西独自の資格制度や人材活用・育成の仕組みをつくるなど、国がこれまで行っていないような分野で地域ニーズを踏まえた取組を行っていくことも一つである。

・現行の提案募集方式では支障事例が求められるなど権限移譲の実現が困難であり、その限界が顕著になっている。関西広域連合では地域がモデル的に権限移譲を受ける「地方分権特区」の提案を行っているが、そうした制度の創設を求めていくことも考えられる。

#### (2) 立法過程や政策立案過程への地方の関与・国の統制からの脱却

・過剰過密な法制度による国から地方へのコントロールや事実上の義務付け・枠付けといえる計画策定や補助金により地方を統制する動きが高まっている（「やわらかい統制」）。地方から声をあげていかなければ、限られた財源や人的資源が国との協議や資料提出など国の求める業務に割かれてしまい、本来必要な住民サービスなど真に地方が取り組むべき業務ができなくなり、地方自治は空洞化してしまう。勉強会でも計画策定事務や国との協議に時間をとられて困るという声があがった。また、国の補助金獲得が目的化してしまい、かえって本来実施したい施策から離れてしまっている例もみられる。今後は地方が自ら考え真に

必要でない業務については取り組まないという選択肢も含め考えていくべきである。

・地域にかかわる法制度についての地方六団体への事前情報提供制度や国と地方の協議の場などが形骸化していることが、国の統制強化や自治体負担の増加につながっていることから、自治体が法令の制定過程や政策立案過程に関与できる実効性ある仕組みの整備が必要である。事前情報提供制度においては国の政策立案当初からの地方六団体への情報提供や審議会等における地方代表の出席、国と地方の協議の場において具体的なテーマについて議論する分科会の活用や事務局機能の強化など、抜本的な見直しをする時期を迎えているのではないか。

### (3) 国機関との連携や新たな広域的行政の枠組み

・文化庁など関西へ移転する国機関や関西の国出先機関との連携、プラットフォーム構築により、関西独自の広域的な政策形成・運営の仕組みをつくる。人的な交流や共同事業の実施などを行う。

・市町村においては、将来にわたり住民サービスを安定的に提供するため、必要に応じて府県による補完や、広域連携の推進を図るとともに、合併も有効な選択肢の一つとして議論が進むよう支援していく。

### (4) 税財政改革

・直近では、地方税について都市と地方部での偏在是正ばかりがクローズアップされ、またふるさと納税のように自治体間での財源獲得競争を煽るような方向になっている。本来必要なのは、地方の課税自主権の拡大と地方主導での財政調整である。国が地方の財政を差配するのではなく、地方が主導権をもって財政調整を行う水平的な財政調整の仕組みの導入や地方税財政については自治体が主導的に検討できるための仕組みを求めていく必要がある。

・零細な補助金をはじめ国が直接執行する必要のない補助制度については地方に移譲し、地方の創意と工夫で使えるようにすることでより効果的な施策実施が可能になる。

### (5) 住民をはじめとする理解の促進、機運醸成

・国から地方への権限移譲など団体自治の側面だけでなく、今後は住民自治の拡充を図る必要がある。地域のことを自分たちが決めるという住民自治を実現していくためには、住民との協働や住民参加が不可欠であり、地方分権の重要性についての住民への発信・理解促進を図る。

・とりわけ、若い世代に対して地域への意識を高め、地方分権についての理解を深めてもらうための取組の強化を図る。

## 2 最後に～令和の地方分権改革に向けて～

本報告書では、停滞する地方分権改革について、とくに大阪・関西の視点を中心に検討を行った。地方分権は住民・地域が主体になって地域の豊かさを実現するため、今後ますます重要性を増すと考えるが、集権化の動きが目立つ中で地方側から再び地方分権の火を灯していくことが求められる。

今、分権の風が吹いているという状況ではないことは認めなければならないが、これまでも第1次地方分権改革、第2次地方分権改革と何回か分権が進んだ時期があった。今後そのような時期が来ることを信じて、そのために必要な分析、具体的な取組や戦略について引き続き検討する必要がある。

分権改革の羅針盤である「大阪発“地方分権改革”ビジョン」については、大阪のめざす姿と実現に向けた手法を改めて整理する予定である。分権ビジョンでは「基礎自治機能の充実」「広域機能の充実」「大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現」の三方から分権を進めることとしており、今回の論考が分権ビジョンのめざすところの分権型社会の実現につながっていくことを願って結語とする。